

月刊 河井克行 四月号

平成二十四年四月一日号【第九号】

衆議院議員 河井克行事務所

自由民主党広島県第三選挙区支部

国会事務所 TEL:03-3508-7518 FAX:03-3508-3948

広島事務所 TEL:082-832-7301 FAX:082-878-3301

ブログ「あらいぐまのつぶやき」 <http://kawai.fine.to/katsu>

「道州制」で日本を救おう！

河井克行代議士は政治活動を始めた二十数年前から一貫して、「中央集権体制の打破」と「官僚主導政治の打破」を訴えてきました。これらは河井代議士が薫陶を受けた故・松下幸之助氏(財団法人松下政経塾創設者)の主張でもあります。

時代に合わないあらゆる仕組みが土台から腐り始め、多くの日本人が国の行く末に不安感と閉塞感を強く抱いているいま、「道州制」こそがこの国を建て直す原動力だと河井代議士は信じています。

自民党道州制推進本部がまとめた「早わかり」を次に掲げます。

「道州制」とは

理念

<課題> 人口減少社会・少子高齢化社会への対応、地域経済力の強化、国際競争力の強化

日本の再生のため、国のあり方を抜本的に見直し、新しい統治機構の構築が必要

道州制の導入

目的

- ◆ 中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行
- ◆ 国家戦略・危機管理に強い中央政府と、国際競争力をもつ自立した道州政府を創設
- ◆ 国・地方の政府の徹底的な効率化
- ◆ 東京一極集中を是正し、地方に多様で活力ある経済圏を創出

すぐれた点

- ◆ 基礎自治体中心となり、地域の実情や住民要望に応じた行政サービスの提供が可能
- ◆ 中央政府は身軽になり国家戦略・危機管理能力が向上
- ◆ 社会基盤の整備、サービス供給で規模の利益
- ◆ 多様な政策の提示、道州相互間の競争による国全体の多様化・活性化
- ◆ 地域資源の活用と地域資産の興隆により東京以外にも成長の核になる都市

気になる点とその対策

- ◆ 道州政府は住民から遠くなる
→ 基礎自治体中心の住民サービス体制により、住民要望に的確に対応
- ◆ 道州内の一極集中、地域間格差が生じるおそれ
→ 道州内の機能分担、地域間の均衡を考慮して州都のあり方等を検討
- ◆ 国家としての統一性が失われ、国力が弱まるおそれ
→ 国家の役割が重点化され、むしろ国力が強化

限りなく連邦制に近い道州制

◆ 基礎自治体と道州に、3ゲン(権限・財源・人間)を一括して移す。

- 都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置。道州は自治体とし、選挙で選ばれる道州議会と首長を有する。
- 国の役割を国家的な分野に極力限定し、内政を基本的に道州制の役割とし、中央省庁は大胆に再編する。
- 現在の都道府県の仕事は基礎自治体に、国の仕事は道州に移管し、国と道州は「小さな政府」とする。
- 連邦制と異なり、司法は国に残す。
- 国が法律で定める事項は大枠かつ最小限に。具体的事項は道州法又は基礎自治体の自治立法に。

道州制をめぐる論点についての検討課題と考え方

◆ 区割り・州都

- 区割りについては複数の案。
- 州都については引き続き検討。

◆ 道州議会及び首長・道州と国会

- 道州の選挙制度のあり方、首長との関係等について引き続き検討。
- 国会議員の数は大幅に削減。

◆ 道州と国の役割分担・国の関与・中央省庁体制

- 国の事務の原則及び国と地方の役割分担に関する三原則を明記。
- 具体的な役割分担を明示。
- 中央省庁は抜本的に再編。

◆ 基礎自治体の規模

- 基礎自治体は人口30万以上、少なくとも人口10万以上の規模。
- 700から1000程度に再編。
- 小規模団体については、道州・近隣の基礎自治体が補完。

◆ 公務員制度

- 事務の効率化により国・地方の公務員数は全体として大幅に削減。
- 省庁職員については人事管理のあり方を抜本的に見直し。
- 都道府県から基礎自治体、国から道州への大幅な事務移譲に伴う公務員の大規模な移管。

◆ 大都市、東京

- 多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と、組織・権限等に関する特例が必要という地方自治制度の見地から引き続き検討。

◆ 道州の自治立法(道州法)のあり方

- 現在地方をしぼっている法令はすべて抜本的に見直し。
- 具体的な事項はできる限り道州法・基礎自治体の自治立法に委ねる。

◆ 道州の税財政制度

- 道州の財政需要全てを自らの税収で賄えるよう、税制度を抜本的に改革する。
- それまでの間、国による財源保障、財政調整。

ここでも民主党の“言うだけ番長”ぶりが露呈 選挙公約破りの障害者福祉新法制定へ

3月5日(月)朝、成人期の障害のある人々が働く作業所・事業所などで構成される「きょうされん」広島県支部の皆様が来所。河井克行代議士に『障害者福祉についての新たな法制に関する請願書』の紹介議員の依頼をしました。障害者小規模作業所をかねてより支援している河井代議士は快く承諾しました。

前回総選挙の民主党マニフェストには「障害者自立支援法を廃止して、障害者福祉制度を抜本的に見直す」と明記してあります。ところが現政権はマニフェストどころか、障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が取り交わした基本合意文書という公的な約束も反故にする新たな法律を閣議決定し、国会に提出しました。

障害者とその家族に期待をさせるだけさせておいて、選挙の約束を守らない。“有言不実行”民主党政権にまた一つ“実績”が増えました。



きょうされんの皆様から請願書を受け取る河井克行代議士